

各 位

愛知県環境局地球温暖化対策課

令和4年度先進環境対応自動車導入促進費補助金事業についての注意事項（周知）

日頃から、本県の環境行政の推進につきまして御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度補助事業については、事業の見直しを行い、一部補助対象となる車種を変更することとしています。

つきましては、下記の注意事項をご確認ください。なお、令和4年度補助事業は予算の成立を前提とします。

記

1. 令和4年度の補助額について

補助対象車種ごとの上限額、計算式に変更はありません。

2. 補助の対象外となる車両について

自家用登録（いわゆる白ナンバー）のEV・PHV・FCVの乗用車のうち、車両のメーカー希望小売価格（税抜）が1,000万円を超える車両について、補助の対象とはなりません。

3. 導入と申請日について

令和4年度の補助事業にて、補助金交付の対象となるのは令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に導入（車両登録・代金支払の両方）がなされている申請となります。ただし代金支払いについては、自動車を購入する際の予約金・前金に限り、領収書の日付が前年度になっていても、車両本体価格（税抜）に掛からない額であれば補助対象とします。

例：総額385万円（税抜車両本体価格300万円、オプション代50万円、消費税額35万円）の車両を購入した場合→一部の領収書の日付が前年度になっていても、車両本体価格以外の費用の合計である85万円以下であれば補助対象となります。

担 当 自動車環境グループ
電 話 052-954-6217
電子メール ondanka@pref.aichi.lg.jp